

## 学区外・区域外就学許可申請書

豊田市教育委員会 様

学校教育法施行令第8条又は第9条の規定により、豊田市立の学校に学区外・区域外からの就学を希望するため、次のとおり申請します。なお、許可を受けるにあたり、次のことを誓約します。

- 1 通学については、保護者が一切の責任をもち、安全な方法で対応します。
- 2 申請事由が消滅又は変更となった場合は、教育委員会に報告し、指示に従います。
- 3 就学期間中に学区の変更等が生じた場合は、教育委員会の指示に従います。

申請(届出)日	年 月 日	太枠内を記入してください。		
保護者氏名	(自署又は記名押印)	連絡先	-	-
住所				
今までの住所				
区分	学年	児童生徒氏名	生年月日	続柄
小・中			年 月 日	
小・中			年 月 日	
小・中			年 月 日	
小・中			年 月 日	
指定の学校	小学校	希望の学校	小学校	
	中学校		中学校	
申請期間	年 月 日	から	年 月 日	
学区外・区域外就学を申請する事由 (209・211・999の場合は理由を詳細に記入) ※添付書類必須				
<input type="checkbox"/> 仮住まいへの転居 (202※) <input type="checkbox"/> 住民総意 (208) <input type="checkbox"/> 学年途中で転居予定 (203※) <input type="checkbox"/> 家庭の事情で住所異動不可 (209※) <input type="checkbox"/> 学年途中の転居 (204) <input type="checkbox"/> 留守家庭 (210※) <input type="checkbox"/> 高学年途中の転居 (205) <input type="checkbox"/> 児童生徒の個別事情 (211) <input type="checkbox"/> 居住前の住所異動 (206※) <input type="checkbox"/> 小規模特認校へ就学 (212) <input type="checkbox"/> 自治区付き合い (207※) <input type="checkbox"/> その他特別な理由 (999)				
理由				

兄弟姉妹で申請期間が異なる場合は、別に申請書を作成してください。

委任欄	
年 月 日	
私は、以下の者を代理人と定め、学区外・区域外就学許可申請に関する一切の権限を委任します。	
【代理人(窓口に来た人)】	住所 _____
	氏名 _____
【委任者(保護者)】	住所 _____
	氏名 _____ (自署又は記名押印)

※ 以下、教育委員会記入欄

このとおり、決定する。

許可 ・ 不許可	確認(E)	確認(F)	起案	年 月 日	決定	年 月 日
	決定者(G)	起案	許可事由	許可番号	確認欄 免許証・個人カード・旅券・ 在留カード・保険証 その他( )	

# 学区外・区域外就学許可基準

豊田市教育委員会

事由 (コード)	許可基準	許可期間 (最大)	添付書類
<b>【仮住まいへの転居 (202)】</b> 現在居住している家（公営住宅等を含む。）を新築・改築するために一時的に校区外の仮住まい先に転居するが、転居前の校区の学校へ就学を希望する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学希望の学校が転居前の校区の学校であること。</li> <li>・転居が現在居住している家（公営住宅等を含む。）を新築・改築するための、校区外の仮住まい先への一時的なものであること。</li> </ul>	転居手続日 ～ 仮住まい完了予定日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民異動手続に伴い発行された入学指定通知書</li> <li>・新築・改築を証明する書類                【例】 住宅の売買契約書                建築確認通知書</li> </ul>
<b>【学年途中で転居予定 (203)】</b> 学年途中で転居する予定であるが、新学年又は新学期の当初等から転居先の校区の学校へ就学を希望する場合 ※年度内に転居完了見込みの場合に限る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学希望の学校が転居先の校区の学校であること。</li> <li>・年度内に就学希望の学校の校区に転居する予定であること。</li> </ul>	学年・学期の当初等 ～ 転居予定日	転居予定を証明する書類 【例】 住宅の売買契約書 住宅の賃貸借契約書 建築確認通知書
<b>【学年途中の転居 (204)】</b> 学年途中で転居したが、現学年又は現学期の終了等まで転居前の校区の学校へ就学を希望する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学希望の学校が転居前に通学している学校であること。</li> <li>・就学希望期間が最長で現学年の終了までであること。</li> </ul>	転居手続日 ～ 現学年終了	住民異動手続に伴い発行された入学指定通知書
<b>【高学年途中の転居 (205)】</b> 高学年（小学校5・6年、中学校2・3年）在学中の転居で卒業まで転居前の校区の学校へ就学を希望する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学希望の学校が転居前の校区の学校であること。</li> <li>・就学希望期間が卒業までであること。</li> </ul>	転居手続日 ～ 卒業	住民異動手続に伴い発行された入学指定通知書
<b>【居住前の住所異動 (206)】</b> 住宅新築等に伴う借入金等の手続のため、実際の転居より先に住民異動手続をした場合に実際の転居完了まで転居前の校区の学校へ就学を希望する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学希望の学校が転居前の校区の学校であること。</li> <li>・住民異動手続が住宅新築に伴う借入金等の手続のためのものであり、引き続き転居前の校区に居住していること。</li> </ul>	住民異動手続日 ～ 実際の転居日	新築購入を証明する書類 【例】 住宅の売買契約書
<b>【自治区付き合い (207)】</b> 校区外の隣接の自治区に所属しているので、日頃付き合いをしている自治区の校区の学校へ就学を希望する場合（地理的背景・歴史的背景があること。）	就学希望の学校が、日頃付き合いをしている自治区の学校の校区であること。	教育委員会が許可する日 ～ 卒業	両自治区長の証明書 <b>（様式2）</b> ※兄弟が手続済みの場合は不要
<b>【住民総意 (208)】</b> 住民総意で校区外の学校へ就学を希望する場合（地理的背景・歴史的背景があること。）	住所が以下の地区であり、住民総意で希望する学校への就学を希望していること。 大平町万作、勘八町中根、勘八町西平地、田折町風穴、田折町折地洞、竜神町寺池	教育委員会が許可する日 ～ 卒業	なし
<b>【家庭の事情で住所異動不可 (209)】</b> 家庭の事情で通常の転居手続が取れずに居所のある校区の学校へ就学を希望する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学希望の学校の校区に居所があること。</li> <li>・家庭の事情で通常の転居手続が取れない事情があること。</li> </ul>	教育委員会が許可する日 ～ 現学年終了	居所を証明できるもの 【例】 住宅の賃貸借契約書 公共料金の請求書 民生委員の居住証明等 <b>（様式3）</b>
<b>【留守家庭 (210)】</b> 留守家庭で親戚・縁者に児童を預けるため、預け先の校区の学校へ就学を希望する場合（小学校6年生まで）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生であること。</li> <li>・放課後、留守家庭であること。</li> <li>・親戚・縁者等の預け先が就学希望の学校の校区にあること。</li> </ul>	教育委員会が許可する日 ～ 現学年終了	<ul style="list-style-type: none"> <li>・父母及び65歳未満の同居の祖父母の就労証明書 <b>（様式4）</b></li> <li>・預かり先の同意書 <b>（様式5）</b></li> </ul>
<b>【児童生徒の個別事情 (211)】</b> 児童生徒の学校での状況（いじめ、不登校、性格的問題、身体的問題）により、校区外の学校へ就学の必要性*が認められること。* 学校長の意見書等により判断	児童生徒の学校での状況（いじめ、不登校、性格的問題、身体的問題）により、校区外の学校へ就学の必要性*が認められること。* 学校長の意見書等により判断	教育委員会が許可する日 ～ 現学年終了 （2回目は卒業まで）	なし
<b>【小規模特認校への就学 (212)】</b> 小規模特認校への就学を希望する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学指定の学校が小規模特認校でないこと。</li> <li>・年度当初からの就学であること。（受付期間内に申請していること。）</li> <li>・小規模特認校を事前に見学していること。</li> </ul>	学年の当初 ～ 現学年終了	なし
<b>【その他特別な理由 (999)】</b> その他、保護者等の特別な理由により、教育委員会が他の規定と比較してやむを得ないと判断する場合	その他、保護者等の特別な理由により、他の規定と比較してやむを得ない事情があると認められること。	教育委員会が認める期間	なし